介護基盤整備事業実施要綱

第１　目的

本要綱は、介護基盤整備事業の実施に関する基本的事項について定めるものとする。

第２　介護基盤整備事業の実施

（１）介護基盤整備事業

介護基盤整備事業とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第４条第１項の規定により県が作成した計画（以下「県計画」という。）の範囲内で、県が設置した地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を財源の一部又は全部として実施される別記に定める事業をいう。

（２）介護基盤整備事業の実施主体

介護基盤整備事業の実施主体は、事業者、市町及び県とする。

また、県は、外部の団体等へ事業の一部を委託することができるものとする。

（３）介護基盤整備事業の対象除外

診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは介護基盤整備事

業の対象としないものとする。

第３　介護基盤整備事業を実施する場合の条件

　　介護基盤整備事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

なお、県が基金を財源の全部又は一部として介護基盤整備事業を実施する場合は、

地域医療介護総合確保基金管理運営要領第４（１）の条件により実施するものとする。

（１）県が補助する介護基盤整備事業の場合

県が、事業者が実施する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して、基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、県補助対象事業を実施する者（以下「県補助対象事業者」という。）に対し次の条件が付されるものとする（ただし、（２）に定める場合は除く。）

1. 県補助対象事業者が県補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合

には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

1. 県補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承

認を受けなければならない。

1. 県補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
2. 県補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア　県補助対象事業者が地方公共団体の場合

県補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成する

とともに、県補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、

かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止

の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年

間保管しておかなければならない。

イ　県補助対象事業者が地方公共団体以外の場合

県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及

び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了

する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認

を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

1. 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が50 万円以上（県補

助対象事業者が地方公共団体以外の者の場合は30 万円以上）の機械、器具及び

その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用

年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはなら

ない。

1. 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
2. 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
3. 県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる

契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

1. 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
2. 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に納付しなければならない。

⑪ 　補補助対象事業を行う者が①から⑩までにより付した条件に違反した場合に

は、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（２）市町が補助する介護基盤整備事業の場合

県が、市町が事業者の実施する事業（以下「市町補助対象事業」という。）に補助する事業（以下「市町補助事業」という。）に対して、基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町に対し次の条件が付されるものとする。

①　市町補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認

を受けなければならない。

②　市町補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければなら

ない。

③　市町補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成すると

ともに、市町補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書

及び証拠書類を事業が完了する日（市町補助事業の中止又は廃止の承認を受けた

場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなけ

ればならない。

④　市町が、市町補助対象事業に対して、県からの補助金を財源の全部又は一部と

して補助金を交付する場合には、市町は市町補助対象事業を実施する事業者（以

下「市町補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

ア　市町補助対象事業者が市町補助対象事業を実施するために必要な調達を行

う場合には、市町の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として

一般競争入札によるものとする。

イ　市町補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町

長の承認を受けなければならない。

ウ　市町補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市町長の承認を受けな

ければならない。

エ　市町補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収

入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が

完了する日（市町補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、そ

の承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければなら

ない。

オ　市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物

並びに市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30 万円以

上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けないで、当

該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取

り壊し、又は廃棄してはならない。

カ　市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。

キ　市町補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市

町補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すると

ともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク　市町補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいか

なる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わ

せることを承諾してはならない。

ケ　事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の

場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度

６月３０日までに市町長に報告しなければならない。また、この補助金に係

る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町に

納付しなければならない。

コ　交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助

金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町に

納付しなければならない。

サ　市町補助対象事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場

合には、この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。

⑤　④により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじ

め知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑥　④のカにより市町補助対象事業者から財産の処分による収入の全部又は一部

の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがあ

る。

⑦　④のケにより事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させるこ

とがある。

⑧　④のコにより市町補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部

又は一部を県に納付させることがある。

⑨　④のサにより市町補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部

又は一部を県に納付させることがある。

第４　介護基盤整備事業の実績報告等

（１）事業者から知事への報告

第３の（１）により事業者が事業を実施した場合については、事業者は、毎年度、事業の実績報告を知事が定める様式により、知事に提出しなければならない。

また、第３の（２）により市町長が事業者へ補助を実施した場合については、市町長は、毎年度、事業の実績報告を県が定める様式により、知事に提出しなければならない。

（２）補助金の経理

事業の実績報告をする際には、県からの補助金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。

第５　その他

（１）市町は、介護基盤整備事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の実施要綱及び交付要綱を定め、実施するものとする。

（２）市町は、事業者に介護基盤整備事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、

関係機関との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱うものとする。

附則

この要綱は平成２７年６月９日から施行し、平成２７年４月１日より適用する。

附則

この要綱は平成２８年４月２６日から施行し、平成２８年４月１日より適用する。

附則

この要綱は平成２８年７月２１日から施行し、平成２８年４月１日より適用する。

附則

この要綱は平成２９年８月１日から施行し、平成２９年４月１日より適用する。

附則

この要綱は平成３０年７月１０日から施行し、平成３０年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和元年５月７日から施行し、平成３１年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和２年６月１９日から施行し、令和２年４月１日より適用する

附則

この要綱は令和３年６月２９日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和４年２月２２日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和４年７月２９日から施行し、令和４年４月１日より適用する。

附則

この要綱は令和５年８月８日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

別記

介護基盤整備事業

１ 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス

（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１４項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

２ 対象事業

1. 地域密着型サービス等整備等助成事業

　ア　地域密着型サービス等整備等助成事業

1. に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業

を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を払い得る財源が確保されていること。

・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

さらに次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を　行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア）対象施設

ａ　地域密着型（定員２９人以下）の特別養護老人ホーム及び併設される

ショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の

事情も踏まえるものとする。）

ｂ　小規模（定員２９人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本とし

つつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

ｃ　小規模（定員２９人以下）な介護医療院

ｄ　小規模（定員２９人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機

能を持つ養護老人ホーム）

ｅ　小規模（定員２９人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケ

アハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえ

るものとする。）

ｆ　低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関す

る基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号）」第３４条の規定に定める都

市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、１０．

６５㎡（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）

ｇ　認知症高齢者グループホーム

ｈ　小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業

所を含む。以下同じ。）

ｉ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

ｊ　看護小規模多機能型居宅介護事業所

ｋ　認知症対応型デイサービスセンター

ｌ　介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成９年法律第１２３号）

第２条第１項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介

護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、

同法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業

等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスＢ・

Ｃ や、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）

ｍ　地域包括支援センター

ｎ　生活支援ハウス（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、奄美群島振興

　開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）、山村振興法（昭和４０年法

　律第６４号）、水源地域対策特別措置法（昭和４８年法律第１１８号）、

　半島振興法（昭和６０年法律第６３号）、過疎地域の持続的発展の支援に関

　する特別措置法（令和３年法律第１９号）、沖縄振興特別措置法（平成１４

　年法律第１４号）に基づくものに限る。（過疎地域の持続的発展の支援に関

　する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（令和３年厚生労働省令第８３号）附則第４条の適用を受ける場合を含む。）

以下同じ。）

ｏ　虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

ｐ　介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主と

して該当施設又は事業者の職員を対象にしたものでなければならない。

ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認め

て差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経

路）への配慮や障がい者や子ども等と交流等の面から検討することが重要

であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限

定されない。）

（イ）整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

（２）ウ及び（５）の事業を除き、以下同じ。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備区分 | 整備内容 |
| 創設（開設） | 新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。） |
| 増築（床） | 既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。 |
| 改築（再開設） | 既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）※１ 取り壊し費用も対象とすることができる。※２ 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。※３ 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。 |
| 増改築 | 既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※１、※２について同上。 |

イ　介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同

時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護

老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定

を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護

事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅

介護事業所、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住

宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）。いずれも、定員規

模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）

に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は

同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は

同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の

創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範

囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施

設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和５年度中に

着工することとする。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

ａ　広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム

ｂ　広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設

ｃ　広域型（定員３０人以上）の介護医療院

ｄ　広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム

ｅ　広域型（定員３０人以上）の軽費老人ホーム

（イ）整備区分

ａ「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の

整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備区分 | 整備内容 |
| （１）施設の一部改修 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 |
| （２）施設の付帯設備の改造 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 |
| （３）施設の冷暖房設備の設置等 | 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事 |
| （４）避難経路等の整備 | 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 |
| （５）環境上の条件等により必要となった施設の一部改修 | ① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事 |
| （６）消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修 | 消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備 |
| （７）消融雪設備整備 | 豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備 |
| （８）土砂災害等に備えた施設の一部改修等 | 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 |
| （９）施設の改修整備 | 施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事 |
| （１０）その他施設における大規模な修繕等 | 特に必要と認められる上記に準ずる工事 |

（注）一定年数は、おおむね１０年とする。

ｂ「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備

区分ごとに掲げる整備内容をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備区分 | 整備内容 |
| 耐震化 | 地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事 |

ウ　災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整事業

災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第１項第８号に

おいて規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に

所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

（対象施設）

ａ　広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショー

トステイ用居室

ｂ　広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設

ｃ　広域型（定員３０人以上）の介護医療院

ｄ　広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム

ｅ　広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指

定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハ

ウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケ

アハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合

も対象とする。）

エ　災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事

業を対象とする。

（ア）災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

ａ　土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平

成12年法律第57号）第７条第１項の土砂災害警戒区域

ｂ　浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

（ａ）水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項又は第２項の洪水浸

水想定区域、同法第14条の２第１項又は第２項の雨水出水浸水想定

区域、同法第14条の３第１項の高潮浸水想定区域

（ｂ）津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10

条第３項第２号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第

１項の津波災害警戒区域

（ｃ）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年

法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15

年法律第77号）第32条第１項の都市洪水想定区域、同法第32条第２

項の都市浸水想定区域

（イ）対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

ａ　広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショ

ートステイ用居室

ｂ　広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設

ｃ　広域型（定員３０人以上）の介護医療院

ｄ　広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム

ｅ　広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の

指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケ

アハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類

型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更

する場合も対象とする。）

（ウ）対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等

の改築を行う事業を対象とする。

ａ　対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始まで

のいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区

域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対

象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水

した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警

戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第２項に規定

される基準水位をいう。）が１メートル以上に指定されている場合

ｂ　浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入

契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該

事業用地の浸水深が１メートル未満であって、本事業への申請時点にお

いて、浸水深が１メートル以上となっている場合

（エ）整備内容

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を

対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーン

における現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を

含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。

ａ　災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、

又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれ

が高いこと。

ｂ　対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の

介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が

困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

ｃ　対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾー

ンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減の

ための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施

される計画となっていること。

ｄ　現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想

定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保

計画等の改定が行われる計画となっていること。

ｅ　当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していな

いこと。

（２）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア　既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

（エ）介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

・介護老人保健施設

・ケアハウス

・特別養護老人ホーム

・介護医療院

・認知症高齢者グループホーム

イ　既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修

支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、

プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が

遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテン

による仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める

ものとする。

１人当たりの面積基準については、４人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての１人当たり面積基準は設けず、多床室全体として１人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ　介護療養型医療施設等転換整備支援事業

（ア）対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象と　する。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、ｃ、ｄ並びにｊについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積１床当たり６．４㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和５年度末までに１床当たり８．０㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

ａ 介護老人保健施設

ｂ 介護医療院

ｃ ケアハウス

ｄ 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1 人当たりの床面積が

１３㎡以上であるもののうち、利用者負担第３段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

ｅ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人

を設立等する場合）

ｆ 認知症高齢者グループホーム

ｇ 小規模多機能型居宅介護事業所

ｈ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

ｉ 生活支援ハウス

ｊ サービス付き高齢者向け住宅

（イ）整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備区分 | 整 備 内 容 |
| 創 設 | 既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。 |
| 改 築 | 既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。 |
| 改 修 | 既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。 |

エ　介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

（エ）養護老人ホーム

（オ）軽費老人ホーム

（カ）認知症高齢者グループホーム

（キ）小規模多機能型居宅介護事業所

（ク）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（ケ）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ　共生型サービス事業所の整備推進事業

障がい者や障がい児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障がい者や障がい児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

（ア）通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）

（イ）短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）

（ウ）小規模多機能型居宅介護事業所

（エ）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（３）民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、県及び市町とする。なお、県及び市町が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、県及び市町において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

ア　土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

（ア）介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集

し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

（イ）（ア）で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備　　を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指南がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

（ウ）土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

（エ）選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

（オ）本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両社の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

イ　整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

（ア）介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

（イ）介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。

（ウ）実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。

（エ）土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。

（オ）介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設 等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

ウ　地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又は介護施設等に配置する。

（ア）本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。

（イ）コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するととともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。

（ウ）他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

（４）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

（ア）対象事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする

（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

　　設置台数は1施設1台とする。

ａ 特別養護老人ホーム

ｂ 介護老人保健施設

ｃ 介護医療院、介護療養型医療施設

ｄ 養護老人ホーム

ｅ 軽費老人ホーム

ｆ 認知症高齢者グループホーム

ｇ 小規模多機能型居宅介護事業所

ｈ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

ｉ 有料老人ホーム

ｊ サービス付き高齢者向け住宅

ｋ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

（空床利用は対象外とする）

ｌ 生活支援ハウス

（ウ）過去に補助を受けた施設については、本事業の補助対象としない。

イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

（ア）対象事業

ａ ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

ｂ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

　ｃ　家族面会室の整備等経費支援

　　介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（２方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

ａ 特別養護老人ホーム

ｂ 介護老人保健施設

ｃ 介護医療院、介護療養型医療施設

ｄ 養護老人ホーム

ｅ 軽費老人ホーム

ｆ 認知症高齢者グループホーム

ｇ 小規模多機能型居宅介護事業所

ｈ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

ｉ 有料老人ホーム

ｊ サービス付き高齢者向け住宅

ｋ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

ｌ 生活支援ハウス

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

（ア）対象事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

ａ 特別養護老人ホーム

ｂ 介護老人保健施設

ｃ 介護医療院

ｄ 養護老人ホーム

ｅ 軽費老人ホーム

ｆ 認知症高齢者グループホーム

ｇ 小規模多機能型居宅介護事業所

ｈ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

ｉ 有料老人ホーム

j 短期入所生活介護事業所

k 生活支援ハウス

（５）介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

（ア）地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の１人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）３３㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（イ）家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。

（ウ）設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

（エ）入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の２割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

（オ）土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

（ア）特別養護老人ホーム

（イ）介護老人保健施設

（ウ）介護医療院

（エ）特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス

（オ）認知症高齢者グループホーム

（カ）小規模多機能型居宅介護事業所

（キ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（ク）看護小規模多機能型居宅介護事業所

（ケ）介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備区分 | 整備内容 |
| 創設 | 新たに宿舎を整備すること。※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。 |
| 増築 | 既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。 |
| 改築 | 既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。）※１ 取壊し費用も対象とすることができる。※２ 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。 |
| 増改築 | 既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※１、※２について同上。 |
| 改修 | 既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。 |

３ 補助額の算定方法

（１）算定方法

別表の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める配分基礎単価に第３欄に定める単位の数を乗じて得た額と第４欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表の（５）の第１欄に定める施設等の区分ごとに、第２欄に定める配分基準により算定した額と第４欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第３欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（２）財政上の特別措置

次表の第１欄に定める区分につき、第２欄に定める対象施設が県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、３の（１）により算定した額に第３欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 区 分 | ２ 対象施設の種類 | ３ 加算額 |
| 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和４６年法律第７０号）第２条に規定する公害防止対策事業として行う場合 | ・特別養護老人ホーム・ケアハウス・生活支援ハウス | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．１０を乗じて得た額 |
| 沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合 | ・特別養護老人ホーム・生活支援ハウス | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．５０を乗じて得た額 |
| 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和５５年法律第６３号）第２条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合） | ・特別養護老人ホーム | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．３０を乗じて得た額 |
| 地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）第２条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第１に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合） | ・特別養護老人ホーム | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．３０を乗じて得た額 |
| 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成２５年法律第８７号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第４号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む） | ・小規模多機能型居宅介護事業所・特別養護老人ホーム・ケアハウス・認知症高齢者グループホーム・認知症対応型デイサービスセンター・看護小規模多機能型居宅介護事業所・介護老人保健施設・生活支援ハウス・介護医療院 | 別表の第２欄に定める配分基礎単価に０．３２を乗じて得た額 |

（３）離島等による特例

離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）に基づく離島等に所在する場合は、（１）及び（２）により算定された当該額に０．０８を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

４　その他

1. 介護基盤整備事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配

慮するものとする。

ア　施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉

　の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ　都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ　過疎、山村、離島地域等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が

　確保できるもの。

エ　災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ　入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会

の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利

用等を行うもの。

カ　内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ　都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

1. 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設の移転改築整備等が進

むよう、以下のとおりの取扱いとする。

ア　介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の

選定に当たっては、４（１）エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配

慮すること。

イ　災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工

事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込

まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象と

しないこと。

ウ　災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災

対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れる

ことが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による

補助の対象としないこと。

ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

1. 土砂災害警戒区域または浸水深１メートル以上の浸水想定区域等の場合は、

次のａからｄの全てに該当すること

1. 浸水深１メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のｃ及びｄに該当す

ること

ａ　新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、

当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾ

ーン以外での事業用地の取得が困難であること。

ｂ　新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災

害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施

設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている

必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足され

る見込みがないこと。

ｃ　新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、

災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被

害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設

備上の対策が実施される計画となっていること。

ｄ　新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの

災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難

確保計画等に記載される計画となっていること。

エ　令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等に

ついては、２（１）アの事業の対象としないこと。

オ　令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施

設等については、２（１）エの事業の対象としないこと。